

道路使用許可申請について

| 道路交通法第77条第1項 | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 |
|------------------|--|--|-------------------------|--|
| 道路使用の目的 | 道路工事・管路埋設工事・架空線工事・マンホール工事・搬出入作業など | 足場・石碑・銅像・広告版・アーチなどの設置 | 露店・屋台店・商品陳列など | 太鼓台・みこし・ロケーション・パレード・競技会など |
| 申請者 | 道路で工事または作業をしようとする意思の主体(法人の場合は代表者) | 道路に工作物を設置しようとする意思の主体(工作物の管理者) | 店を出すという行為の意思の主体 | その行為全般について、管理・責任を有する立場にある者(主催者) |
| 提出書類 (2部ずつ必要) | 位置図・見取図・道路の断面図・工事の方法形態を説明する資料・工程表・周辺道路の状況及び交通量調査結果など | 位置図・設置状況見取図・工作物の設計書及び図面・道路管理者の占用許可証の写しなど | 位置図・見取図・露店等の形態を記載した図面など | 道路使用の計画書・見取図・道路使用の形態を記載した図面・周辺道路の状況及び交通量調査結果など |
| 申請手数料 | 2,300円(愛媛県収入証紙) | | | |
| その他、注意事項 | <p>※申請書の様式は、愛媛県警察ホームページからダウンロードできます。 (TOPページ「各種手続き・申請」→「交通規制課関係申請」→「道路使用許可関係」)</p> <p>※「期間」は「道路使用の目的」によって異なります。不明な場合はお問い合わせください。</p> <p>※道路に石碑等工作物を設けようとする場合、設置工事に伴う道路使用(1号)と設置に伴う道路使用(2号)それぞれの申請が必要です。(申請の際は事前に窓口にご相談ください。)</p> <p>※歩行者及び車両の通行の安全と円滑を図るため、必要な保安施設(セーフティーコーン・工事告知看板等)を設置し、かつ、保安要員(交通の整理・誘導等に専従する者)を配置してください。</p> <p>※新居浜署で申請した場合、許可証の交付日は申請日を含む4日後(土日祝日・年末年始を除く)以降です。 申請受付時間は平日8時30分から16時30分の間、(交付時間は平日8時30分から17時15分の間)です。</p> <p>※愛媛県収入証紙は新居浜署内の交通安全協会で購入できます。(平日8時30分から17時15分)</p> <p>※新居浜市別子山は四国中央署の管轄です。</p> | | | |